

## 訪問介護及び日常生活支援総合事業 エールハート本部運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社中央ケアサービスが開設するエールハート本部が行う指定訪問介護及び日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者・要支援者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助または日常生活の支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

(主たる事業所)

名称	エールハート本部
所在地	東京都中央区銀座三丁目11番1号 ニュー銀座ビル8階

第4条 事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 サービス提供責任者 介護福祉士3名以上  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員等 介護職員は、常勤換算2.5名以上とする。  
訪問介護員等は、指定訪問介護及び日常生活支援総合事業サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、1月1日から1月3日まで、12月31日を除く。
- 2 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護及び日常生活支援の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護及び日常生活支援事業の内容は次のとおりとし、指定訪問介護及び日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護及び日常生活支援総合事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、又は3割の額とする。

- 1 身体介護
- 2 生活援助
- 3 日常生活支援総合事業にあつては、地域包括との相談により決定した内容

2 次条の通常の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。また、実施区域内であっても、利用者側の要請によりタクシー、バス等を使用した場合の交通費は、それに要した実費の額を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者、又は、その家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。  
(通常の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、中央区全域とする。  
(相談・苦情対応)

第8条 事業所は、利用者からの相談、苦情窓口を設置し、指定居役サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

第9条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及びその対応について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(緊急時における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、訪問介護及び日常生活支援総合事業を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第11条 当事業者は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

2 虐待防止に関する責任者を以下に選定する。

虐待防止責任者 山田 雅子

3 成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。

4 苦情解決体制を整備する。

5 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に(年1回以上)開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。

6 虐待防止のための治作を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に(年1回以上)開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

(感染症対策に関する事項)

第12条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期

的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 事業所における感染症予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、該当業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条 第三者による評価の実施状況等

当事業所の第三者による評価の実施状況は次の通り。

第三者による評価の実施状況 なし

(その他運営についての留意事項)

第15条 訪問介護及び介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1 採用時研修 採用後1ヶ月以内

2 継続研修 年12回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密をすべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 当事業所は、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメントなどあらゆるハラスメント行為に対してこれを容認せず、厳正なる対応で臨むものとする。また、職員、利用者、利用者家族、その他関係者に対してもその旨を周知し、万一違反があった場合は、厳正な措置を実施する。

5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社中央ケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成22年2月15日から施行する（平成21.10.31を改定）

この規定は、平成22年4月1日から施行する（平成22.2.15を改定）

この規定は、平成22年5月1日から施行する（平成22.4.1を改定）

この規定は、平成22年6月7日から施行する（平成22.5.1を改定）

この規定は、平成22年7月5日から施行する（平成22.6.7を改定）

この規定は、平成22年9月25日から施行する（平成22.9.1を改定）

この規定は、平成22年12月7日から施行する（平成22.9.25を改定）

この規定は、平成 23 年 4 月 18 日から施行する（平成 22.12.7 を改定）  
この規定は、平成 23 年 4 月 18 日から施行する（平成 22.12.7 を改定）  
この規定は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する（平成 23.4.18 を改定）  
この規定は、平成 23 年 7 月 20 日から施行する（平成 23.6.1 を改定）  
この規定は、平成 23 年 8 月 25 日から施行する（平成 23.7.20 を改定）  
この規定は、平成 23 年 10 月 21 日から施行する（平成 23.8.25 を改定）  
この規定は、平成 23 年 10 月 29 日から施行する（平成 23.10.21 を改定）  
この規定は、平成 24 年 2 月 20 日から施行する（平成 23.10.29 を改定）  
この規定は、平成 24 年 2 月 29 日から施行する（平成 24.2.20 を改定）  
この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する（平成 24.2.29 を改定）  
この規定は、平成 24 年 4 月 13 日から施行する（平成 24.4.1 を改定）  
この規定は、平成 24 年 5 月 25 日から施行する（平成 24.4.13 を改定）  
この規定は、平成 24 年 5 月 29 日から施行する（平成 24.5.25 を改定）  
この規定は、平成 24 年 9 月 30 日から施行する（平成 24.5.29 を改定）  
この規定は、平成 24 年 10 月 5 日から施行する（平成 24.9.30 を改定）  
この規定は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する（平成 24.10.5 を改定）  
この規定は、平成 25 年 3 月 25 日から施行する（平成 25.2.1 を改定）  
この規定は、平成 25 年 4 月 10 日から施行する（平成 25.3.25 を改定）  
この規定は、平成 25 年 5 月 13 日から施行する（平成 25.4.13 を改定）  
この規定は、平成 25 年 6 月 6 日から施行する（平成 25.5.13 を改定）  
この規定は、平成 25 年 7 月 22 日から施行する（平成 25.6.6 を改定）  
この規定は、平成 25 年 8 月 7 日から施行する（平成 25.7.22 を改定）  
この規定は、平成 25 年 11 月 15 日から施行する（平成 25.8.7 を改定）  
この規定は、平成 25 年 12 月 10 日から施行する（平成 25.11.15 を改定）  
この規定は、平成 26 年 2 月 10 日から施行する（平成 25.12.10 を改定）  
この規定は、平成 26 年 4 月 9 日から施行する（平成 26.2.10 を改定）  
この規定は、平成 26 年 6 月 5 日から施行する（平成 26.5.10 を改定）  
この規定は、平成 26 年 6 月 5 日から施行する（平成 26.5.10 を改定）  
この規定は、平成 26 年 8 月 25 日から施行する（平成 26.6.5 を改定）  
この規定は、平成 26 年 10 月 9 日から施行する（平成 26.8.25 を改定）  
この規定は、平成 26 年 11 月 17 日から施行する（平成 26.10.9 を改定）  
この規定は、平成 27 年 1 月 5 日から施行する（平成 26.11.17 を改定）  
この規定は、平成 27 年 2 月 11 日から施行する（平成 27.1.5 を改定）  
この規定は、平成 27 年 4 月 15 日から施行する（平成 27.2.11 を改定）  
この規定は、平成 27 年 5 月 25 日から施行する（平成 27.4.15 を改定）  
この規定は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する（平成 27.5.25 を改定）  
この規定は、平成 27 年 7 月 25 日から施行する（平成 27.7.1 を改定）  
この規定は、平成 28 年 9 月 23 日から施行する（平成 27.7.25 を改定）  
この規定は、平成 29 年 2 月 10 日から施行する（平成 28.9.23 を改定）  
この規定は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する（平成 29.10.1 改定）

この規定は、平成 30 年 1 月 10 日から施行する（平成 30.1.10 改定）

この規定は、平成 30 年 5 月 28 日から施行する（平成 30.5.28 改定）

この規定は、平成 30 年 6 月 25 日から施行する（平成 30.6.25 改定）

この規定は、令和元年 11 月 1 日から施行する（令和 1.11.1 改定）

この規定は、令和 2 年 6 月 10 日から施行する（令和 2.6.10 改定）

この規定は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する（令和 2.10.1 改定）

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する（令和 4.4.1 改定）

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する（令和 6.2.1 改定）

この規定は、令和 6 年 9 月 6 日から施行する（令和 6.9.6 改定）

この規定は、令和 7 年 3 月 3 日から施行する（令和 7.3.3 改定）